

現代日本の民主教育における労働の意義

佐々木 亨

今回のシンポジウムを開催する企画をすすめる過程で、技術教育研究会の常任委員会は、表記のテーマでどのような問題を検討しなければならないのかということをめぐる、自由に話し合ってみる会合を昨年12月に開きました。プレシンポと呼んでいます、その詳細は『技術教育研究会会報』の第84号に掲載されています。ひじょうに豊富な話題がだされていますので、ぜひご覧になっていただきたいと思います。¹⁾

私に与えられた課題は、このプレシンポの成果を整理して報告するということだったのです。しかし出された問題が多面的でとても整理できませんでしたので、ここでは、私個人の責任で、プレシンポに出された問題をもふくめて、表記のテーマにそって報告をすることにしたいと思います。その大すじはレジュメにも書きましたが、不十分な点は補足させていただくつもりです。

第一の問題は、生産労働と教育を結合させるという思想を私達のこの日本で掘り下げて考えてみるという問題です。これは大事を事だと、口で言われている割には、なかなかされていないように思います。掘り下げて考えるとはどういうことなのかということは、長谷川先生と坂本先生の御報告の中で出されていたので省略したいと思います。これをさらに掘り下げて広げるというんでしょうか、ただ労働と教育を結合させることは大事だというスローガンを広げるという事ではなくて、掘り下げて広げるという事が、今の日本では大事なのではないかと思うというのが第一点

であります。

二番目は、これは、坂本先生が多分時間の関係で少し省略された部分、最後におっしゃろうとした部分であります、日本のあらゆる段階の学校教育と校外生活の中で、子どもや青年を労働に参加させることの可能性を追求することが大事じゃないかという問題です。私がここで「学校で」と書きましたのは、技術科の事に関連するのですが、労働の教育を取り入れるということは、特定の教科の教育の課題ではなくて、学校とか学校教育とかいうものの全体の課題としてとらえて取り入れることを追求することが大事だと思うという意味がこめられています。ですから、ただ今の川合先生の御報告のように、学校として取り組んでいることに特別に積極的意味があると思うのです。学校教育の中に労働教育を取り入れる可能性がある所では、どこでも追求すべきだと考えるということでもあります。それから、しかしそれは学校だけができるのではなくて、校外生活の中でも日本ではできる可能性があると思ひます。それがどうかたちでありうるかということは、むしろ子どもの校外生活がどうなっているかという事に関係すると思ひます。追求していくというのは、実践の課題として追求していく、つまりどういう実践の可能性があるかとかたちで追求していくことが、大事ではないかということでもあります。その中で、これは私達の研究会の会員構成からするとむしろ弱い部分なんでありすけれども、幼児の段階、低学年の段階で子どもに労働を教えるという

ういう図面を書かせる段階になりますと、ほとんどが車椅子を使っているし、その車椅子を自力では動かさないような子どもがだんだんできてくるわけですね。ですから、まして図面を画くなんていうことがないわけです。実際にやったことがない子どもも頭の中では、おそらく読む時、見る時には、普通の通りに理解しているんでしょから、理解しているにもかかわらず、実際に画くとすると、何学年分も、図面を画くという段階になると遅れた事しか理解できていないという事は、どうい事なのか。ということ、そこを研究してみると、普通の人間が、割合簡単に製図法を勉強しているみたいだけれど、これは、もう少し順序を追って、きめ細かく考えてみる必要があるということとその事実が教えているのではないかということでもあります。

この問題をブレ・シンボの時にも出してみたんです。そうしますと、王子の養護学校の先生が、やっぱり、そういう障害者の場合には、そういう図面を書く子どもたちがいる、自分も考えているのだけれど、何かいい本はないでしょうかという話だったんです。その方は、ゲスタルト心理学の本を読み始めたといわれたので、それはちょっと方向違いではないかと。そういう研究の蓄積というのはないので私達自身がやっていかないと子どもが、発達をする、子どもの手を発達させることと、それに認識がどう関わっているかという問題は、私たち自身の研究課題としてきめ細かくやってみないといけないんじゃないかと申し上げてみたんです。その先生もそういう事だろうと言っておられました。最近障害者教育、訓練に関心が持たれるようになっていきますから、少し枠を拡げて、あるいは最も基礎的であるこういう問題についてはこれから勉強をする必要があると申し上げてみたわけです。

四番目に、労働の教育という事を我が国で

実際化する場合に、どうしても陥りがちなたくさんさんの経験といいましょうか、欠陥があるようなので、そのことをどう考えたらよいかということ、申し上げてみます。これは方法の問題になろうかと思いますが、私がブレ・シンボの時に報告をした問題について先に申し上げてみます。

まず労働と教育とを結合する、あるいは学校の中に労働の教育をとり入れるということは、通常の教科の中に労働をとり入れることとは意味が違うということ、はっきりさせる必要があるということでもあります。というのは、典型的な、まあこういう先生がいるかどうかは別として例を出してみますと、教育の中で労働の教育をやるんだということで、中学校の技術科という教科の中に労働の教育をとり入れるというやり方があります。そしてそういう考え方は間違っているのではないかと言いたいわけです。それは二重の意味で間違っている。一つは、各々の教科というのは、教科の中で教えなければいけない理論がありますし、それは系統的にその教科として組織されているわけなので、労働の教育ということで、労働経験、労働学習をそのままとり入れるとすれば、それは教科の本来持たなければいけない理論とか系統性を壊さずにはできるはずがない労働の教育という名においてそれを壊すということは、教科の教育を歪めるという意味で間違いだという事が一点です。それからもう一つの意味は、労働の教育を教科の中にとり入れるという場合に、理論と実践を教科の中で結合するという意味で労働を取り入れるという考え方があります。これは、理論と実践を結合するという原則の理解のし方自体が、間違っているのではないかということでもあります。労働の経験を取り入れるという事と、理論と実践を結びつけるという事とは、次元の違う問題なのに無理にそこに持ち込もうとしている。これは、労働を正しく理解しないで、実践という問題

とただ単におきかえているということなので、矢川先生の特徴づけによりますと、プラグマティズムの発想である、つまり教科のなかで理論と実践を結合するということばをもってきて労働の教育をとり入れるという発想はプラグマティズムの発想だということになります。³⁾ ということはさげなければいけない。つまり、元にかえて言いますと、私達が労働の教育を課題として追求するという事は、やはり学校教育全体の中で追求をするということなので、それは校外活動なのか、教科の外での特別教育活動といえましょうか、そういう活動なのか、そのあり方は色々創意なかたちがあると思いますが、それが全体として教科の教育の成果をすすめるかたちで行なわれなければいけない、現在の特定の教科の中に持ち込むということは間違いだろうということでもあります。

それからもう一つの問題は、職業高等学校、高校の職業教育、特に多いのは農業科と水産科なのですが、それから、職業訓練校のかなりの場合がそうですが、実際に生産労働に参加することが実習の中に位置づけられている教育訓練があります。農業高校の農業実習、水産高校の水産実習などです。この水産実習というのは、約三か月間、実際に船に乗ってたとえばインド洋にまで出かけて行って漁撈をして帰ってくるわけです。私は、例えば水産高校での実習は、シュミレーションがいくら発達しても、実際に乗船実習をして、嵐もあるんだということも実際にあって勉強しなければ、水産教育というもの完成しないと思います。しかし、その水産実習なり、農業実習が、生産をあげること自体を目的に行われていることが、非常にしばしばあります。というよりは、その方が多いのです。といいますのは、100万円の生産をあげないと、次の年の100万円の实習費が保障されないというそういう仕組みのもとで、実習自体が、生産をあげること自体になってしまっ

いて、教育目的が、そこでは二の次、三の次になってしまっている場合があるからです。これは、職業訓練校の場合も同じで、例えば、地方自治体の職業訓練校の場合は地方によって多少違いますけれど、雇用促進事業団がつくっている総合高等職業訓練校の場合もそうで、ある程度生産をあげなければいけない仕組みになっています。私は、こういう生産実習の場合に生産収益が結果としてあがることは、非常に大事な事で、つまり、坂元さんの言葉を借りて言えば、目的がある、使用価値がそこにはつきりあらわれてくるようなかたちでの実習というのは職業技術教育で非常に大事なことだと思います。しかしそれが、ある金額をあげないと教育がなりたないというふうなかたちになっていることについては、そこを断ち切らないことには、その教育をゆがめてしまうということをはつきりさせないといけない。それは、実習を否定することではないという意味ではつきりさせないといけないと思うわけです。

そんなことを、私どものプレシンポジウムの中で感じとったのでありますが、要項に書かなかったことで、今ここで補足する必要があるのは、教育をするということのもともとの目的は何なのかということに関連する問題です。言い出したのは私ではなくて、静岡大学の牧さんなんですけれど、普通私達が、国民が教育をうける権利をもっているという時の教育をうける権利というものをどういう権利として理解するかという問題です。一つの有力な見解は、御存知の杉本判決の中で特徴づけられている見解で、教育を受けるということは人間が生存していく、その生存する権利の文化的側面を充足するものにとらえる考え方です。これは非常に重要な考え方だと思います。牧さんは、そればかりではなくて、あるいはもっと根本的には、教育を受けるということには、人間は働くことができるし、

働かなければいけない、そういう労働する権利というものを究うものにしていく意味あいがあるのではないか。そういう意味あいを教育を受ける権利というものはもっているのではないかといわれているのであります。普通、労働権というんですけれど、日本国憲法で言いますと、26条に教育を受ける権利が書いてあって、その次の27条の第1項に書いてあります。27条の第1項は、非常に抽象的だし、資本主義社会では具体化されにくいという意味で、一般の人がなかなか関心を持ちにくい条文ですが、勤労する権利を有し義務を負うと書いてあるのです。その勤労する権利がある、労働する権利があるといってみたのも、これは単に、どこへ行ってでも働かせてもらえば良いということではなくて、やはり、人間は労働することによって実社会に参加する、そういう人間生活に不可欠なことを権利としてとらえているのです。その権利としてとらえるということとの関連で言うと教育を受けるということは、人間が、労働する能力を教育によって身に付ける、そういう意味あいを持っているのだということをはっきりとらえる必要があるのではないだろうか。そういう観点からみても学校教育、あるいは、校外教育を含めた教育一般の中で労働を教育するということの意味するものをもう少し自覚的にとらえられるようになってくるのではないだろうかということを申しあげたいわけですが。

実はそれをことさらに言うのは、日本では、職業訓練というのは、教育ではないという考え方が、かなりまだ広範にあるからです。私は、企業内訓練が教育という意味あいをもっているかどうかということになると、問題がありましてむしろ反教育的な意味あいをもっている場合が多いですから、一概には言えない面もあるように思いますが、公共職業訓練なんかを考えた場合にはやはり、人間が働く能力を身につけることができるようにしてや

る、そういう教育訓練を行なっているという意味では職業訓練にも教育という意味あいがあるんだと考えたいのです。そう考えるためにも、その職業訓練のもっている意味あいというのは、教育を受ける権利ということと同時に、労働する権利を具体的に充足させるという意味あいを兼ねて行なわれているととらえたらよいのではないかと考えているのです。ここに補足した問題は、それ自体として展開するとかかなり大きな問題ですので、問題提起ということにさせていただきたいと思います。(報告おわり。)

清水(刈谷東高校)：教科の系統性を重要視されてみえましたが、私は定時制にいたるのですが、教科の系統性というのがよくわからないのです。といいますのは、系統的な教育をやろうとすると、とてもではない、時間不足、施設不足、色々ありまして、非常にむずかしいのです。佐々木先生はどのへん、あるいは教科書にもよると思いますけれど、系統性というのは、現在各教科書について成り立っているのかどうかをおききたい。もう一つ、職業高校における実習ということなのですが、実習が生産実績を目的とすることが誤りであるといわれる、その反面、現在の実習というのが、非常に無目的な、その場しのぎで行なわれているようにも思いますし、それから、逆に、目的をもった場合、私は自動車科にいますけれど、結局卒業したら車の修理ができるようなそういう目的をもった実習にいきがちなんですね。で、うちの機械科の先生からの批判もありまして、なるべく機械科に寄せようと考えておりますけれど、逆に単純に機械科に寄せていったら、すぐ役に立つ実習が解消されるかというところでもない。その辺で、実習で何をやるのがよろしいのかということなんですけれど。

佐々木：討論になる恐れがあるんですけども。系統性といったのは、ちょっと端折り

すぎたので、少し補足しますと、教材が持っている教材自身の中に含まれている科学的、あるいは論理的な系統性といえましょうか、順次性といえましょうか、それを破壊してはいけない、たし算の次にひき算がくる。それからかけ算がくるというふうな意味での論理的な系統性を壊してはいけないという意味で申し上げたつもりです。具体的に言いますと、中学校の技術科教育の中に、物をつくるという事が非常に重視されている教材があるのですが、物をつくる順序というのは論理的な順次性ではないわけで、作業順序ですね。ですから作業順序と、論理的な順次性というのは区別しなければいけないというような意味です。つまり最初に設計をしてそれから製作をして、そして仕上げるというのは、作業の順序であって論理的な順序ではない。教材のもっている論理的な順序ではない。機械学なら機械学のもつ論理的な順次性と作業順序とは違いうらうという意味です。例えば、自動車で見ますと、自動車をだんだん分解していくとエンジンがでてくるという、そういう教え方でエンジンを教えたのでは、エンジンを教えたことにならないので、エンジンを学ぶ場合の順次性は、何で規定されてくるかといえ、基本的には熱力学であるはずなので、熱力学がもっている論理的な順次性を尊重することの方が大事ではないかということです。では、作業の方を軽視するのかということになると、そうではなくて、論理的な順序を追って理論を教えなくてはいけないことの大事さを確認をしてそういうふうに教えるということと、例えば、エンジンを分解することについて必要な技能というものがあると思うんですけど、そういう技能は技能の教育として正しく位置づけられなければいけないのではないかと考えているわけです。これが第一番目の問題です。

2番目の問題は、どう答えても、高校での実習はどうあるべきかという問題に発展するので、答えにくいのですが、ただ、現存の工業高校は、私の知る限りこうなっています。例えば、自動車科は高校にもあるし、公共職業訓練校にもあるわけですが、高校の自動車科の場合——東京都に自動車科がないので、私、詳しく知らないのですが、——は、一年間何台の車検をして、何台の収入をあげなければいけないというふうにはなっていないはずですよ。ところが職業訓練校の場合は、同じ自動車科——自動車整備科があると、そこでは、何台かは別として、何万円かの収入をあげなければいけないとなっているという点で、同じ実習をやるのにも、大きな、ある意味では根本的な違いがあります。そのために職業訓練校の方では、先生方が大変に苦勞されるにもかかわらず、結局のところは、3月なら3月まででいくらかの収入をあげなければいけないということに追われるという実態があります。ところが、工業高校でも収入があったら、県なら県に入ればいけないわけですよ。そこで工業高校では職訓とは逆に、いれないようにどうするかということに先生方が苦勞するという歪んだ状況がありはしないか。機械科の場合は、明らかにあります。機械科の場合、生産があがり、売るとやはり県の収入にしなければいけないので、売らない、工夫をする。つまり売れないものだからという理由で、ただでくれるということにわざわざしているという、逆の歪みがあります。私は、工業化学科にいたことがあるので知っていますけれど、工業化学科で、石油を蒸留すれば、当然にガソリンもできれば、灯油もできれば、軽油もできるんですけど、できあがった製品をわざわざアルコールを混ぜて使いものにならないということにして売らないということをやっている事実がありま

す。これは、私たちの生きている社会では避け難い矛盾を先生方が苦勞して切り抜けているんだけれど、明らかにそれは歪んでいると思うのです。そういう歪みを直す努力はやはりしなくては行けないと思います。その歪みを直す原理はどこにあるのかといえば、私は、収入をどういうふうに扱うかということではなくて、この実習の中で、子供たちに何を教えなければいけないかということを基準にして歪みを直すということではないかと考えます。その歪みの直し方は従って、会計基準との関係で色々なあり方があるだろうと思われまますので、そこについては議論をしていた方がいいと思うんですけど、少くとも原理としては、この実習の中で子供たちに何を教えなければいけないかということが貫徹できるような、そういう実習のあり方を追求するということが大切なんだろうと私は考えます。それは、結局先程申し上げたことと同じことになるんですけど、実習の中で、あるいは実験的要素を含んでいるのなら、その実験的要素を含んでいるものとして正しく位置づけることが大事でしょうし、従ってその場合には、当然に成果なるものはそうかんたんにはあがらないはずですね。しかし同時に、例えば職業訓練の場合などには非常にはっきりしてくるんですが、一定の技能に習熟させること自体も非常に重視されるわけですから、それができるような実習も組まれなければいけないだろう。従ってその場合には、自動車であれば、完全に乗れるような自動車にならないといけないということが要求されると思うんです。それはそれとしてそういう実習が組まれなければいけないと思うんです。あがった成果をどう処理するかは教育の問題ではなくて、会計のシステムの問題ですから、教育の原理に従属するようなかたちで会計のシステムを処理すべきだと

私は考えているのです。

〔補足〕

以上のべたことは公開のシンポジウムにおける報告だから、報告の趣旨と異なるような補足は適当でないと思うが、いくら何でも問題点を正確に理解していただくために、若干のことをつけ加えておきたい。

まず第一に、報告のなかで私が西多賀ベッドスクールにおける経験にふれたことに関連して、宮城技術サークルの人から、その後、教師も学習を深め斜方眼紙を使うなど指導方法も改善したところ、正しく書きあげるようになったという発言があったことをつけ加えておかねばならない。指導法を改善すれば正しく書けるようになるという事実は大切なことだし、私たちはそういう努力を尽さなければいけないのであるが、しかしそのことは、報告のなかで私が提起した研究課題を軽視してよいということにはならない、と私は今でも考えている。

補足の第2は、やや大きな問題である。もともと、私たちがこのシンポジウムを企画した背景には、最近の子どもたち・青年たちは、労働体験からまったく切り離されており、そのことが彼らの成長・発達をゆがめているのではないか、という現実認識があった。そしてみんなでこのような現実を切りひらく糸口を見出そうというところにこのシンポジウムの重要なねらいの一つがあったのである。事前の報告者同志の打ち合わせが不充分だったためもあるが、私の報告が、上のような現状認識を確実な共通のものにしようという努力に欠けていたことは否定すべくもない。現状認識の問題は、かんたんに補足すれば足りるという性質のものではないので、ここでは、重要な課題の一つとして残されたことだけを指摘しておきたい。

補足の第三は、生産労働と教育の結合に関する具体的な手だてに関する問題である。おおよそにおいて、報告でのべたことにまちが

いはないと考えているが、時間に制約されたためもあって、議論が荒っぼかったことは否定できない。討論になったことでもあるので、打ち入った補足はさしひかえるが、注記した矢川先生の『ソビエト教育学入門』のほか、スカートキンの論文「教授と生産労働の緊密な結合にかんして」（邦訳『ソビエト教育科学』第4号、1962年7月に掲載）がたいへん参考になるだろうということだけ、つけ加えておきたい。

(注)

- 1) 「ブレ・シンポジウム——現代日本の民主教育における労働の意義」『技術教育研究会会報』第84号(1973年12月)
- 2) 高橋豪「製図、立体図の画かせ方——私の実践から」『技術教育研究』第3号、1973年1月
- 3) 矢川徳光『ソビエト教育学入門』172～175ページ、1960年

(専修大学技教研事務局長)

技術教育研究会編

『総合技術教育と現代日本の民主教育』が刊行されました

技術教育研究会が主催したシンポジウムの記録。日本の民主教育を発展させる立場から、総合技術教育の諸問題に深い検討が加えられています。大いに広めて下さい。

<鳩の森書房刊 ¥1,600 ->

<内 容 目 次>

第1章 総合技術教育をめぐる討論のために	原 正 敏
第2章 人間の発達思想と総合技術教育	矢 川 徳 光
第3章 ソビエトの総合技術教育について	長谷川 淳
第4章 ドイツ民主共和国の総合技術教育に学ぶ	村 井 敬 二
第5章 現代における労働の意義	秋 間 実
第6章 総合技術教育と現代日本の民主教育	佐々木 享
第7章 総合技術教育と現代日本の民主教育をめぐる討論	
第8章 文献紹介・日本における総合技術教育論	須 藤 敏 昭
<付> 総合技術教育に関する資料(マルクス・エンゲルス・レーニン・クルプスカヤらの総合技術教育に関する基本文献を抄録し、合わせてソビエトにおける総合技術教育に関する論争の総括論文を収めてある)	